

郡山市上下水道局物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱

平成21年10月30日制定

平成23年5月1日一部改正

平成24年8月31日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。）第35条の規定に基づき、局が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により物品の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）の契約を締結しようとする場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査、指名等及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14の規定により随意契約の方法により契約を締結しようとする場合における見積りに参加することができる者（以下「見積人」という。）の指名等について定めるものとする。

(入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 物品調達の契約に係る入札参加資格の申請の時期及び方法については、市長が定めた「郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等」（平成7年郡山市告示第131号）及び市長の告示文による。

(入札参加資格の審査及び認定)

第3条 上下水道事業管理者が行う入札参加資格の審査及び認定は、「郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱」（以下「資格審査及び指名等に関する要綱」という。）第3条を準用する。

(有資格業者名簿への登録等)

第4条 物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の審査、登録及び審査結果の通知については「資格審査及び指名等に関する要綱」第4条第1項を準用する。

2 有資格業者名簿は、総務課長が管理する。

3 有資格業者名簿の公表については、「資格審査及び指名等に関する要綱」という。）第4条第3項を準用する。

(申請事項の変更等)

第5条 入札参加資格の申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき又は廃業したときは、「資格審査及び指名等に関する要綱」という。）第5条を準用する。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

- (3) 代表者
- (4) 組織
- (5) 内部受任者
- (6) 委任先
- (7) その他特に事業の内容に変更を来す事項
(入札参加資格の承継)

第6条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市上下水道局指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指名基準)

第7条 入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を指名する場合は、次に掲げる事項に留意し、有資格業者名簿に記載されている有資格業者のうちから指名しなければならない。ただし、当該有資格業者では入札に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者を指名することができるものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名停止等の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 官公庁における契約実績
- (5) 過去の契約履行成績
- (6) 地域的条件
- (7) 専門性及び技術的適性
- (8) 契約履行能力

(指名業者数)

第8条 指名すべき有資格業者の数については、別表に定める基準によるものとする。ただし、物品調達の種類、性質等により当該基準によることが適当でないと契約権者（規程第2条第4号に規定する契約権者をいう。次条において同じ。）が認めるときは、この限りでない。

(入札参加者の指名等)

第9条 総務課長は、次の各号に掲げるところにより入札参加者を選定しなければならない。

- (1) 入札の予定金額が500万円（固定資産の購入にあつては200万円）以上の入札参加者の選定については、郡山市上下水道局契約審査会に諮り、決定する。
- (2) 入札の予定金額が500万円（固定資産の購入にあつては200万円）未満の入札参加者の選定については、郡山市上下水道局事務決裁規程（昭和40年郡山市水道局規程第5号）に定める専決権者が決定する。

2 前項の規定による選定に当っては、前2条に規定するところにより行うものとする。

(随意契約に係る見積人の指名等)

第10条 前3条の規定は、物品調達に係る随意契約を締結しようとする場合の見積人の指名等について準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の廃止)

- 2 物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成20年7月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為（指名停止等に係るものを除く。）は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

指 名 業 者 数 の 基 準

予 定 金 額	指 名 業 者 数
10万円未満	1 者
10万円以上30万円未満	2 者
30万円以上50万円未満	3 者
50万円以上80万円未満	4 者
80万円以上 300 万円未満	5 者
300万円以上 1,000 万円未満	6 者
1,000万円以上	8 者